

令和 2 年度コンプライアンス推進計画

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)におけるコンプライアンスの更なる推進を図るため、「独立行政法人日本スポーツ振興センターコンプライアンス規程」及び「コンプライアンスの推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)等に基づき、令和 2 年度コンプライアンス推進計画(以下「本計画」という。)を以下に定め、着実に実施・推進する。

1. コンプライアンスの重要性の認識

社会からの期待や要請に的確に応え、確固たる信頼を得ることができるよう、全ての役職員が、研修への参加、情報提供及び意見交換等を通じて、センターの目指すコンプライアンスの意義や重要性を十分認識し、コンプライアンスを推進する。

2. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する重要方針・推進計画の策定及び取組状況の検証等を行う。また、重大なコンプライアンス違反行為があった場合には、その原因究明と再発防止について、検討・審議を行う。

(2) コンプライアンス推進責任者

各部署のコンプライアンス推進責任者は、当該組織におけるコンプライアンス推進を総括する。

3. コンプライアンスの推進に向けた取組

【全社的な取組】

(1) 役職員行動指針等の役職員への周知 【経営戦略室】

行動指針(5つの行動指針)、倫理行動基準等について、全職員への更なる周知徹底を図る。

(2) 適正な会計処理の徹底 【財務部】

経理の透明性の確保、契約の透明性・競争性の確保に努めるとともに、不適正な会計処理の再発防止策を継続して実施する。

(3) コンプライアンスの推進に関する研修・情報提供

① 役職員研修 【総務部】

ハラスメント防止の取組として、職員の意識調査の結果も踏まえつつ、役職員の意識向上のための研修等を実施する。

② 情報セキュリティ研修 【総務部】

全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、情報セキュリティ関連規程の理解促進、理解度の向上を図る。

③ 資産管理に関する研修【財務部】

固定資産及び物品管理部署に従事する職員を対象として、資産の適切かつ効率的な管理を行うための研修を実施する。

④ その他【コンプライアンス推進担当部署（総務部）】

・部長等会議、各部署が実施する業務研修等を活用し、コンプライアンスに関する取組等の情報共有を図り、各職場における情報伝達、情報交換等の実施について徹底する。

・公益通報制度、ハラスメントの苦情相談体制、情報セキュリティ等のコンプライアンスに関する情報を社内 LAN の掲示板に掲載するなど、定期的な発信に努める。

(4) 反社会的勢力への対応の徹底【総務部ほか】

反社会的勢力の契約等からの排除を徹底するなど、反社会的勢力に対し適切な対応を行う。

(5) 「コンプライアンス週間」の取組の実施

10月1日から7日までを、センターにおける「コンプライアンス週間」と定め、各部署等と一体となってコンプライアンス意識向上のための運動を展開する。

【各部署における取組】

(1) コンプライアンス推進責任者は、上記の全社的な取組について、所属職員に対し周知徹底する。

(2) コンプライアンス推進責任者は、各部署の事業・業務の内容に合わせ、コンプライアンス推進のための勉強会・意見交換等を主体的に実施し、コンプライアンス意識の醸成、徹底を図る。

(3) コンプライアンス推進責任者は、上記(1)(2)に係る取組の実施状況を四半期ごとに取りまとめ、年度末に、コンプライアンス委員会に報告する。

4. 公益通報制度の適切な運用

公益通報制度の周知を図り有効活用を促すとともに、通報事案等に迅速・適切に対応する。また、通報者が通報したことにより不利益な取扱いを受けることのないよう保護する。

5. コンプライアンスに関する情報の公開

センターは、基本方針をウェブサイト等で公表する。

6. その他

本計画について見直しの必要が生じたときは、コンプライアンス委員会の議を経て改正するものとする。